



マックス・ウェーバー

# 支配の諸類型

世良晃志郎 訳

経済と社会

第1部

第3章-第4章



創文社版

世良晃志郎（せら・てるしろう）

1917年生れ。1940年東大法学部卒業。東北大学法学部教授、宇都宮大学長を歴任。主著『封建制成立史序説』『封建制社会の法的構造』、『西洋中世法の理念と現実』、訳書『バイエルン部族法典』、ミッタイス『ドイツ法制史概説改訂版』同『ドイツ私法概説』（共訳）、ウェーバー『支配の社会学Ⅰ、Ⅱ』同『都市の類型学』、ケルン『中世の法と国制』、ウェーバー『古ゲルマンの社会組織』。1989年没。

〔支配の諸類型〕

一九七〇年九月三〇日 一九九五年六月三〇日	第一刷発行 第一三刷発行	定価二八八四円 (本体二八〇〇円)
発行所	株式会社	創文社
本社	102 東京都千代田区麹町二一六―七	電話 〇三―三二六三―七一一 〇三―三二六三―七一一 振替 〇〇―二〇〇―九二四七二
訳者	世良晃志郎	
発行者	久保井浩俊	
印刷者	山田隆	東京都青梅市根ヶ布一―三八五

著作権者との申し合せにより検印省略 (精興社印刷・徳住製本)

ISBN 4-423-89405-X

Printed in Japan

## 凡 例

一、本書は、Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der verstehenden Soziologie*, vierte, neu herausgegebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, 1956, erster Teil, Kapitel III, IV (S. 122-180) の邦訳である。

二、原著の巻末には、索引のほかに、(1) Textberichtigung seit der 1. Auflage および (2) Textkritische Erläuterungen なる二つの付録が付せられているが、(1)は第四版における字句の訂正および挿入を列挙した一覽表であり、これを邦訳するときにはほとんど全く無意味なものになるので、本訳書においては省略した。(2)は字句の訂正・挿入や編別構成や配列順序の変更についてその理由を説明し、併せて本文の叙述に関連する——ウェーバー自身およびその他の学者の——文献を引用したものであり、本訳書においては、必要に応じて、その全訳またはその趣旨を、「訳註」の中に織り込むという方針をとった。

三、本文中「」型括弧で囲んだ部分は、すべて訳者の挿入である。原著の本文においても、第四版の編輯者の挿入した字句は「」型括弧を付せられているが、これを日本語として独立の字句に邦訳することが不可能なこともあり、また字句の挿入以外の第四版におけるいっさいの変更は、原著の本文自体からは識別しがたいのであるから、本訳書においては原著の「」型括弧はすべて省略に付した。

四、( ) 型括弧はすべて原著のものである。原語を掲げる必要があるときは、括弧を用いず、訳語のすぐあとに挿入した。五、改行の仕方は、すべて原著のままである。

六、原著の欄外註は一箇所(二一九頁)のみであり、これはアラビア数字を用いて(1)とし、訳註は(一)・(二)のごとく日本数字を用いて、目次に掲げた各見出しの末尾に一括して置いた。

七、原著でゲシュペルトになっている語句には、邦訳では傍点を付した。

八、原著第四版の頁数を、「」型括弧で囲んだアラビア数字で欄外に掲げておいた。第三版も第四版と同頁である。ただし、「付録」の部分は、第四版では頁をつけず、S. 100 に続いて置かれている。

九、S. 123 のごとき書き方は原著の頁数を、一・二・三頁のごとき書き方は本訳書の頁数を示す。なお、訳註においては、第四版の頁数のほかに、第三版に該当の頁があり、かつそれが第四版の頁数と異なるときは、第三版の頁数をも併記しておいた。

一〇、人名・地名の発音は、それぞれの国の原呼称に従うのを原則としたが、わが国で慣用の呼称があるときは、それに従った。

一一、訳語にかなり頻繁にルビを付して原語を示したが、これはウェーバーの特殊な用語法にかんがみて、読者にたえず原語を想起してもらいたいためである。

一二、本訳書は原著の全訳計画の一部をなすものであるが、しかしこの部分だけでも一応独立して理解しうるように配慮した。訳註において、かなり頻繁に他の部分からの邦訳引用をおこなったのは、そのためである。

一三、左の邦訳書は、紙面の節約のために、完全な書名を示さないで引用した。

小野木外訳||小野木常編訳、「法社会学」二巻、昭和三三・三四年、日本評論新社。

石尾訳||石尾芳久訳、「法社会学」、昭和三二年、法律文化社。

渡辺・弓削訳||渡辺金一・弓削達訳、「古代社会経済史」、昭和三四年、東洋経済新報社。

黒正・青山訳||黒正敵・青山秀夫訳、「一般社会経済史要論」、二巻、昭和二九・三〇年、岩波書店。

梶山・大塚訳||梶山力・大塚久雄訳、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」、二巻、昭和三〇・三七年、岩波

文庫。

細谷訳||細谷徳三郎訳、「儒教と道教」、昭和四二年、清水弘文堂書房。

中村・山田訳Ⅱ中村貞二・山田高生訳、「新秩序ドイツの議会と政府」、昭和四〇年、河出書房新社、「世界の大思想」二三卷。

西島訳Ⅱ西島芳二訳、「職業としての政治」、昭和三四年、角川文庫。

清水訳Ⅱ清水幾太郎・清水礼子訳、「職業としての政治」、昭和四〇年、河出書房新社、「世界の大思想」二三卷。

拙訳Ⅰ・ⅡⅡ世良晃志郎訳、「支配の社会学」二卷、昭和三五・三七年、創文社。

拙訳、「都市」Ⅱ世良晃志郎訳、「都市の類型学」、昭和三九年、創文社。

目次

〔第一部 社会学的範疇論〕

第三章 支配の諸類型

第一節 正当性の妥当

- 一 支配の定義・条件および種類、正当性
- 二 正当的支配の三つの純粹型、合理的・伝統的・カリスマ的支配

第二節 官僚制的行政幹部を伴う合法的支配

- 三 合法的支配、官僚制的行政幹部による純粹型

四 〔続き〕

五 官僚制的Ⅱ単一支配制的行政

第三節 伝統的支配

六 伝統的支配

七 〔続き〕

七 a 長老制、家父長制、家産制

八 〔続き〕

九	身分制的Ⅱ家産制的支配	一五
九 a	伝統的支配と経済	一五
第四節	カリスマ的支配	七〇
一〇	カリスマ的支配、その特徴とその共同社会関係 <small>コミュニティー・リレーション</small>	七〇
第五節	カリスマの日常化	八〇
一一	カリスマの日常化とその影響	八〇
一二	〔続き〕	八九
一二 a	〔続き〕	九六
第六節	封建制	一〇五
一二 b	封建制、レーエン封建制	一〇五
一二 c	プフリュンデ封建制およびその他の封建制	一二〇
一三	さまざまな支配類型の混合	一二三
第七節	カリスマの没支配的な解釈がえ	一三六
一四	カリスマの没支配的な解釈がえ	一三六
第八節	合議制と権力分割	一五〇
一五	合議制と権力分割	一五〇
一六	特殊化された権力分割	一七三
一七	政治的権力分割の経済に対する関係	一七六



第九節 政党	一七
--------	----

一八 政党の概念と本質	一七
-------------	----

第一〇節 没支配的な団体行政と代議員行政	一六
----------------------	----

一九 没支配的な団体行政と代議員行政	一六
--------------------	----

二〇 名望家行政	一八
----------	----

第一一節 代表制	一九
----------	----

二一 代表制の本質と諸形式	一九
---------------	----

二二 利益代表者による代表制	二〇
----------------	----

第四章 身分と階級	二七
-----------	----

第一節 概念	二七
--------	----

一 概念	二七
------	----

二 営利階級の意義	二一
-----------	----

三 身分状況および身分の概念	二四
----------------	----

付録	二九
----	----

戦士身分	二九
------	----

戦士身分	三四
------	----

訳者あとがき	三七
--------	----

事項索引

.....

卷末  
1

# 支配の諸類型



## 第三章 支配の諸類型

### 第一節 正当性の妥当

#### 一 支配の定義・条件および種類、正当性

「支配」とは、その定義(第一章一六)からして、特定の(またはすべての)命令に対して、挙示しうる一群のひとびとのもとで、服従を見出しうるチャンスを用いて、したがって、他人に対して「力」や「影響力」をおよぼしうるあらゆる種類のチャンスが、すべて「支配」であるというわけではない。この意味での支配(「権威」)は、個々の場合についてみれば、従順性の種々さまざまな動機——漠然とした慣れから始まって、純粹に目的合理的な考量にいたるまでの——にもとづいたものでありうる。一定最小限の服従意欲、すなわち服従することに対する(外的なまたは内的な)利害関心があるということが、あらゆる真正な支配関係の要件である。

あらゆる支配が経済的な手段を用いるというわけではない。いわんや、あらゆる支配が経済的な目的をもつものであるなどは、ますますもつていいがたい。しかし、多数の人間に対する支配は、すべて、(絶対にいつもというわけではないが)通常は、人間の幹部(行政幹部)の第一章一二参照)を必要とする。すなわち、その服従を信頼しうるような挙示しうる(「一群の」)人間(行政幹部)が、支配の発する一般的指令や具体的命令の

遂行をとく、にめざして行為する、という、(通常は)信頼しうるチャンスが存在していなければならぬ。この行政幹部が一人の(または複数の)ヘル<sup>(三)</sup>への服従に拘束されるのは、純粹に習俗によることもあるし、純粹に情緒的に拘束されることもあるし、物質的な利害状況によることもあるし、あるいは理念的な動機によって(価値合理的に)拘束されることもある<sup>(四)</sup>。そして、これらの動機の種類いかんが、支配の種類を大幅に規定することになるのである。ヘルと行政幹部との結合が、純粹に物質的な・目的合理的な動機にもとづいているということは、ここでもその他のところでも、この結合関係のあり方が比較的不安定であるということの意味している。通常は、これに、さらに他の動機——情緒的な動機または価値合理的な動機——がつけ加わっている。非日常的な場合においては、これらの「情緒的または価値合理的な」動機だけが決定力をもつということも生じる。日常においては、習俗と、さらにほかに物質的・目的合理的な利害関係とが、他の諸関係と同じくこの関係をも支配している。しかし、「ヘルと行政幹部との」結合が習俗や利害状況を動機としている場合にも、あるいは純情緒的ないしは純価値合理的な動機にもとづいている場合にも、これらの動機は、支配の信頼しうる基礎を形成しうるものではないであろう。これらの動機に、通常は、もう一つ別の要素、すなわち正当性の信仰<sup>レギティマティヴ・ベリヤフ</sup>がつけ加わっているのである。

あらゆる経験に徴して、いかなる支配も、その存立のチャンスとして、単に物質的な、または単に情緒的な、あるいは単に価値合理的な動機だけで、甘んじて満足しようとするものではない。むしろ、すべての支配は、その「正当性」に対する信仰を喚起し、それを育成しようとする。ところで、いかなる種類の正当性が要求されるかに応じて、服従の種類も、この服従を保証することを任務としている行政幹部の種類も、支配の行使の性格も、根本的に異なったものになってくる。そして、それとともに、支配のおよぼす影響も、根本的にちがっ

てくる。したがって、支配の種類を、それぞれの支配に典型的な正<sup>レギティミテ</sup>当<sup>フアン</sup>性<sup>ラブル</sup>の要求を標準として區別することが、合目的である。この場合、近代的な・したがってわれわれのよく知っている諸關係から出發することが、合目的であろう。

1 區別の出発点として、この出発点を選び、他の出発点を選ばないのが正しいかどうかは、「この方法を用いて」どれだけの成果があげられるかということによってのみ判定される。この場合、若干の・他の〔正当性の種類以外の〕典型的な區別標識がさしあたり後景に退き、のちになってはじめて挿入されるにすぎないという事情は、決定的な難点をなすことにはならないであろう。ある支配の「正当性」は、——それが所有<sup>ベジツク</sup>の正当性ときわめて明確な關係をもつものであるという理由だけからしても——、決して単に「觀念的」とはいきれない意義をもつものである。

2 習律<sup>コンヴェンション</sup>によつてまたは法によつて保証されているすべての「請求権」が、支配關係と呼ばれるわけではない。もしそう呼ばれるとすると、労働者はその賃金請求権の範囲内で雇主の「ヘル」であるということになるであろう。なぜなら、労働者が要求した場合、執達吏が労働者のために用立てられなければならないことになっているのだからである。本当は、労働者は、形式的には、給付受領の「権利を与えられた」・雇主<sup>オクセンムルター</sup>の交換相手なのである。これに反して、支配關係が形式的には自由な契約によつて成立したという事情は、もちろん支配關係という概念を排斥するものではない。例えば、就業規則や作業命令の形で現われる・労働者に対する雇主の支配、自由意思によつてレーエン關係に入る封建家臣に対する封建主君<sup>フュルステン</sup>の支配のごとし。軍事規律による服従が形式的には「非自由意思的」であり、作業場規律による服従が形式的には「自由意思的」であるという事情は、作業場規律もまた支配への服屬を意味するという事実を、いささかも変更するものではない。官吏の地位も契約によつて引き受けられ、また解約告知が可能であるし、さらに「臣<sup>ウニター</sup>民<sup>ター</sup>」關係ですら、自由意思によつて引き受けられ、また（一定の限界内では）解消されるということもありうる。絶対的な非自由意思性は、奴隸の場合にはじめて存在するにすぎない。とはいえ、他方で、独占的な地位によつて生み出される経済的な「力」——すなわち、この場合には、

交換の相手方に交換条件を「指令する」という可能性——は、ただそれだけでは、まだ「支配」と呼ばれるべきものではない。これは、例えば性的魅力がすぐれているとか、スポーツや議論の上で優越しているとか、あるいはその他の点での優越性によって生み出されるところの・他の何らかの「影響力」が、「支配」と呼ばれるべきでないのと同様である。ある大銀行が他の諸銀行に対して「条件カルテル」を押しつけようとする地位にあるとき、これは、次のような直接的な服従関係が設定されていないかぎり、まだ「支配」と呼ばれるべきものではない。すなわち、右の大銀行の管理部の指令が、純粹に指令そのものとして遵守されるという要求とチャンスとを伴って、発せられ、かつその指令の遂行がコントロールされるというような直接的な服従関係である。もちろん、どこにおいても同じように、ここでも、移行は流動的であり、債務から債務奴隸化にいたるまで、あらゆる中間段階が見出される。そして、ある「サロン」の地位も、權威的な勢力地位と紙一重のところまで高められるということがありうるが、しかし、そうだからといって、それは必ずしも「支配」であるとはいえない。現実の世界では嚴密な区別はしばしば不可能であるが、それ故にこそ、明確な概念がますます必要になるのである。

3 いうまでもなく、一つの支配の「正当性」なるものは、それが著しい程度に正当性とみなされ・かつ実際にそのようなものとして扱われるチャンスとしてのみ、理解されなければならない。一つの支配に対する従順性<sup>フニクツグヤクカクイ</sup>が、すべて、第一次的に（あるいはそこまでいわずとも、総じて、常に）、この「正当性」信仰に準拠しているなどということは、とてもいえない。従順は、個々人や集団全体によって、全くの便宜的な理由から偽装され、物質的な・自分の利害関係から実際におこなわれ、個人的な弱さやよるべなさからやむをえないものとして甘受されるというようなことがありうるのである。しかし、このことは、支配の分類にとっては、決定的なことではない。むしろ、決定的な意味をもっているのは、その支配に固有な正当性要求が、それぞれの正当性の質に応じて、著しい程度に「妥当し」、支配の存在を固め、選ばれる支配手段の質の決定にもあずかるという事情なのである。さらに、支配が、——そしてこれは実際にしばしば起こることであるが——、被支配者に対するヘルとその行政幹部（親衛隊、「古代ローマの」近衛兵 Praetorian、「赤」衛軍や「白」衛軍）との間の



顯然たる利害の共同によって、また被支配者の側の防衛力の欠如によって、きわめて絶対的に保証されており、支配自身「正当性」の要求を無視しようというようなこともありうる。しかし、この場合においても、依然としてやはり、ヘルと行政幹部との間の正当性関係の質は、彼らの間に存在している權威の基礎の質いかに応じてきわめてさまざまな性質をもち、支配の構造にとって、高度に決定的な意味をもっている。このことは、のちに明らかにされるであろう。

4 「服従」とは、服従者の行為が本質的に次のように経過するということを意味する。すなわち、服従者が、命令の内容を、——それが命令であるということ自体の故に、しかも、つばら形式的な服従関係だけの故に、命令自体の価値または非価値についての自己の見解を顧慮することなく——、自己の行為の格率としたかのごとくに、彼の行為が経過することである。

5 純粹に心理学的にみれば、因果連鎖はさまざまな様相を呈しうる。とりわけ、それは、「暗示」<sup>インツィンゲン</sup>であり、「感情移入」<sup>アインフュールン</sup>であることもある。<sup>(七)</sup>しかし、この区別は、ここでは、支配の諸類型を構成するためには役に立たない。

6 社会的な諸関係や文化諸現象に対して支配が与える影響の範囲は、一見してそう思われるよりも、はるかに広汎なのである。例えば、正統的とみなされている話し方や書き方の形式を作り出すのは、学校でおこなわれている支配なのである。政治的に自首的<sup>フクトアフル</sup>な諸団体の——したがってこれらの団体の支配者の——官房語として機能している方言は、このような正統的な話し方や書き方の形式となり、また「国民的な」分離（例えばドイツからのオランダの分離）を引き起こした。しかし、両親の支配や学校の支配は、このような形式的な（ただし形式的とみえるのは外観上のことにすぎないが）文化財に対する影響をはるかに超えて、青年の形成や、したがって人間の形成にも及んでいるのである。

7 一つの団体の指導者や行政幹部が、形式上は被支配者の「しもべ」<sup>ディエネ</sup>として現われるということは、いうまでもなく、「支配」としての性格を否定する論拠にはまだ全く足りないものである。いわゆる「民主制」なるものの実質的な構成事実については、のちに別個に論ぜられるであろう。しかし、決定力をもった命令権力の最小限、したがってこのかぎりでは「支配」の何らかの最小限は、考えうるほとんどあらゆるケースにおいて、民主制の構成事実<sup>1</sup>に容認されなければならない